

狭山市地域公共交通計画の策定に向けて

1 計画策定の背景及び目的

本市の公共交通は、鉄道、路線バス及びタクシーのほか、市民の生活交通手段を確保するため、市内循環バス茶の花号を狭山市内の鉄道駅（狭山市駅、新狭山駅、入曽駅、稻荷山公園駅）を起点に運行しています。また、病院が運行している送迎バスの空席を活用し、市内の交通空白地域から最寄りの交通結節点への移動支援を行う、高齢者外出支援事業を実施しています。

地域におけるこうした公共交通は、高齢化の進行等によりその重要性が年々増している一方、利用者数の減少傾向が続いている公共交通も見られ、今後の維持が課題となっています。また、市内循環バス茶の花号は、運行ルート等の見直しを継続的に行っていますが、依然として交通空白地域の解消には至っていないことや、各地域で交通事情の課題が異なっていることが明らかになっており、特に、市の郊外部では、人口密度が低く、人口が分散していることから、利用者の需要に応じて運行できるデマンド交通の導入などを検討課題として、令和3年3月に「新たな地域公共交通の導入方針」を策定し、堀兼地区において令和4年10月からのデマンドバス実証運行に向けて取り組んでいます。

国においては、平成19(2007)年に地域公共交通の維持・確保や利便性向上に向け、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が施行されました。その後、平成26(2014)年には法律の一部を改正し、自治体を中心となって街づくりと連携して交通ネットワークの再構築を図るため、「地域公共交通網形成計画」を法定計画として規定しました。さらに、令和2(2020)年にも法律の一部を改正し、地方公共団体による「地域公共交通計画」の作成を努力義務化し、地域における取組や従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）を活用することを推進しています。

本市では、地域公共交通の維持・確保は、利便性の向上にとどまらず、まちづくり、観光振興、さらには、健康、福祉、教育、環境など、様々な分野で地域経済の活性化をもたらす、地域社会全体の価値を高めることに直結する取組として、狭山市総合計画後期基本計画や都市計画マスタープランに位置づけてきたところです。

「狭山市地域公共交通計画」は、地域の実情と交通課題を的確に捉えたうえで、利便性の高い、地域がまもり、育てる、持続可能な公共交通ネットワークの形成に資することを目的に、地域住民と行政機関、交通事業者、学識経験者等が連携して、策定に取り組んでいくものです。

2 計画策定及び計画期間

令和4年度から計画策定に係る方針及びスケジュール等をまとめていくこととし、同じ生活圏域のダイア構成市の策定状況や県内の先進自治体の取組を参考に、3か年程度の期間をかけて計画を策定し、計画期間を5年とする方向で考えております。

年度	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	
上位計画 ・ 主な 関連 計画	第4次狭山市総合計画 基本構想 (H28~R7)				第5次狭山市総合計画 基本構想 (R8~R17)				
	第4次狭山市総合計画 後期基本計画 (R3~R7)				第5次狭山市総合計画 前期基本計画 (R8~R12)				
	狭山市都市計画マスタープラン (R3~R22)								
地域 公共 交通 計画	計画策定 (R4~R6)			狭山市地域公共交通計画 (R7~R11)					

3 計画の骨子（構成）

本市の地域の実情と交通課題を解決していくため、計画の方針、区域、目標、目標達成のための事業及び実施主体等の、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定された必須の記載事項を充足させる骨子を前提に、計画を策定していくことを考えております。

◆第1章 計画の概要

○計画の目的、位置づけ、区域、期間、対象など

◆第2章 公共交通を取り巻く現状と課題

○基本情報（地域の実情）

- ・地勢、地理
- ・人口
- ・主要施設立地状況

○地域公共交通の現状

- ・鉄道
- ・路線バス
- ・市内循環バス茶の花号
- ・堀兼地区におけるデマンドバス実証運行
- ・その他地域旅客サービスなど

○上位・関連計画における公共交通に関する施策の位置づけ

○地域公共交通に求められる課題

◆第3章 計画の基本理念・基本方針・目標

○基本理念、市街地や郊外部などの地域区分と公共交通の基本的な考え方、基本方針、基本目標、各地域公共交通の役割、関係者（市民、交通事業者、行政）の役割など

◆第4章 目標達成のための施策及び事業

○目標達成のために計画に位置づける各施策の概要、実施主体、事業の内容、取組イメージ、参考事例、取組スケジュールなど

◆第5章 計画の推進及び評価方法

○計画を進めるための推進体制、計画の進行管理方法、評価指標・数値目標など

◆資料編

○策定経過、狭山市地域公共交通会議の委員名簿、用語解説など

4 計画策定に向けた組織

現在、道路運送法に規定された、バスやタクシー、自家用有償運送等に関する協議を行う狭山市地域公共交通会議を組織しておりますが、今後の計画策定にあたっては、現在の組織に、鉄道事業者や学識経験者等を加え、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定された、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための組織である、狭山市地域公共交通協議会の設置が必要となります。

組織（案）	位置づけ・協議内容など
法定協議会 （狭山市地域公共交通協議会）	・道路運送法及び活性化再生法に基づき、各調査内容やその分析結果等をもとに、地域公共交通計画や中長期的な視点において交通体系やシステムについて協議する。
庁内検討会議	・庁内の関係各課の関連計画等における公共交通の位置づけ、公共交通に求める役割などについて協議する。